

令和6年度 東京都入札監視委員会第7回制度部会 審議概要

開催日及び場所	令和7年2月19日（水） 東京都庁第一本庁舎北側33階 特別会議室N3
出席委員	<p>東京大学大学院工学系研究科教授 堀田昌英 愛知大学地域政策学部地域政策学科教授 斉藤徹史 （元）品川リフラクトリーズ（株）代表取締役副社長 仲田裕一 弁護士（五十嵐・渡辺・江坂法律事務所） 原澤敦美 （敬称略・計4名）</p>
審議事項	設計等委託における総合評価方式について
議案の概要	検討の背景や制度設計の方針について説明を受けた。
委員会による審議結果報告	委員からの意見を踏まえて、今後の制度設計に生かしていくよう、引き続き事務局において検討を進めることとする。
事務局からの報告	事務局案の説明を行った。
委員からの意見等の概要	<p>【委員からの質問等】 基準価格を下回って入札した場合、品質の問題が起きているのか。 技術点が高い人により落札して欲しいというのであれば、技術点と価格点の割合の変更ということもあるのではないか。</p> <p>【事務局の回答】 基準価格未満での品質低下について、工事成績に明確な差はなく、把握するのは難しい。ただ、基準価格は適正な契約の履行がなされなくなる恐れがある水準であり、何かしらのしわ寄せが生じている水準と考えている。 既に技術点が1位の方が受注する傾向があり、それをさらに強めていこうと考えているものではない。総合評価方式は価格と技術を総合的に評価するものであり、価格を軽視したいということではない。</p> <p>【委員からの質問等】 工事においても同様の趣旨で変更を行ったと思うが、どのような変化があったか、その実績が分かったら教えて欲しい。 基準価格を下回る応札が多いと見受けられるが、基準価格の設定を見直さなくてもいいのか。</p> <p>【事務局の回答】 工事の総合評価について、基準価格を少し下回る範囲では落札者になるが、大きく下回る場合は落札者になれない傾向がある。設計等委託でも、基準価格を下回っても技術点がよければ受注できるようになるのではないかと考えている。 基準価格は様々な調査を行った中で、国が定めた算定式があり、都もそれを準用しており、国の指標を使用するのが合理的と考えている。</p>

【委員からの質問等】

すべての価格競争で最低制限価格制度を導入したと伺ったが、これに対する事業者からの評価はあるのか。

全庁的に、総合評価方式を積極的に採用していく傾向はあるのか。また、取組状況が部局によって異なるのかを伺いたい。

【事務局の回答】

最低制限価格制度導入に対し、業界団体は肯定的に受け止めていると考えている。

総合評価方式は、今後も積極的な活用を図っていきたいと思っている。実際の適用については、各局の事業の内容に応じて判断していくことになると思う。

【委員からの質問等】

傾きの決定等は今後だと思うが、今の時点での考えがあったら伺いたい。

【事務局の回答】

基準価格を固定的に置くのではなく、基準価格が見直されれば、それに追随する形で考えている。

以上

[その他]

特になし